

第15回 京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

平成27年3月23日（月）10時から正午まで

2 開催場所

ホテル本能寺 西館4階 『雁（かりがね）』

3 出席者（敬称略）

委員9人，事務局8人

委員 家原 知子

委員 池本 周三

委員 後藤 直正

委員 斎藤 紀子

委員 中川 恵美子

委員 西村 伸枝

委員 原 強

委員 宮川 恒

委員 山岡 祥子

保健福祉局保健医療・介護担当局長

西田 哲郎

〃 医務監・保健所長

谷口 隆司

〃 保健衛生推進室生活衛生担当部長

中谷 繁雄

〃 保健医療課健康危機対策担当課長

太田 眞一

〃 食品安全係長

日野 唯行

〃 健康危機対策担当

牧野 紘也

〃 食品安全担当

野村 剛

〃

小谷 晃史

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 報告事項

食の安全安心に係る取組状況について

(4) 議題

平成27年度京都市食品衛生監視指導計画（案）について

(5) 閉会

5 会議録

(1) 報告

食の安全安心に係る取組状況について，資料1に基づき事務局から説明し，以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

管理運営基準条例の一部改正が，2月議会で議決されたとのことだが，特徴的な意見や付帯決議等はなかったのか。

京都府も同様の条例改正を議会に提出している。京都市は改正内容がHACCP型基

準と従来型基準の選択制であるのに対し、京都府は、従来の基準に加えてHACCPを推進するものであり、府と市の考え方が若干異なっているように感じる。事前に調整は図られたのか。

また、HACCPの考え方が市民や事業者十分に普及していないと感じるが、今後、京都市としてどのように周知を図っていくのか。

●事務局

条例の一部改正については、議会からの特徴的な意見や付帯決議はなかった。

また、HACCP型基準の条例への導入に関して、京都府と相違があるとの御指摘については、運用の際には、情報交換を十分に行ったうえ、普及啓発に努めていきたい。

○委員

HACCP型基準の導入にあたっては、助成金制度は設けないのか。

全国的に見ても、コストがかかることから、卸売市場の事業者が、HACCPに基づく衛生管理を行っている施設は少ない。

●事務局

条例改正について議会の常任委員会に報告した際に、中小企業にとってはコストもかかることから、慎重に対応していただきたいと御意見を頂戴している。

助成金制度については、今後、HACCP型基準が義務付けられた際には、事業者への支援は必要であると考えているが、現在は選択制であるため予定していない。

○委員

業種や製品の特性に応じてHACCPは導入されるものなのか。

●事務局

国からは、乳製品製造業や大量調理施設に対するHACCP導入に関するガイドラインが示されている。今後、国が食品の種類や施設の規模等に応じた方針を示す予定であるため、これらの情報発信に努めたい。

○委員

農業などの生産段階においては、HACCPの考え方に基づいた衛生管理が十分に行われていないため、生産段階を管轄する部署とも連携を図りながら本制度の推進を図っていただきたい。

○委員

条例改正にあたっては、パブリックコメントを受けての改正点はなかったのか。

●事務局

改正点はない。

○委員

食中毒菌等への抵抗力を比較的有していると考えられる若い世代で、カンピロバクターによる食中毒患者が多いのには理由があるのか。それとも、単に食中毒に関する認識不足のため、生肉を喫食し罹患しているのか。

●事務局

明確な原因は不明であるが、食中毒に関する認識不足の観点が強いと考えている。

京都市食品衛生監視指導計画の特色でも述べているとおり、若い世代へのカンピロバクター食中毒の周知啓発は重要であるため、引き続き、学祭などの機会を活用し啓発に努めたい。

●事務局

京都は学生も多く、集団で店を利用した後に体調不良を訴えた場合は、喫食者が食中毒として認識しやすいものとする。食中毒として断定した場合のみ、統計として計上されることから、若い世代の食中毒の患者数が増えているのかもしれない。

○委員

医学的には、年齢と食中毒の関係はあるのか。

○委員

食中毒として断定するには、複数人から食中毒菌を検出しないと判断するのが難しい。特にノロウイルスの場合は、患者からも検出されにくい特徴がある。

このため、若い世代の免疫力の問題よりはむしろ、団体に施設を利用する機会が多い学生に患者が多いものと考えられる。

○委員

京都市では、『生カキ』の食中毒菌等の検査を実施しているのか。

○委員

卸売業者が『カキ』を出荷する際には、生食用と加熱用を区別している。京都市においてもしっかりと検査や監視を実施していただきたい。

●事務局

生食用のカキは衛生基準が定められており、本市においても定期的に抜き取り検査を実施し、ノロウイルス及び食中毒菌の検査を行っている。

○委員

条例改正により異物混入等に関する届出制度が新たに設けられたが、届出件数の把握は行うのか。

●事務局

現在、保健センターで受付した異物混入等については、他都市に情報提供や調査依頼を行うような事例は把握している。報告義務を運用する場合の把握方法については、今後、国や他自治体の動向も踏まえ検討する。

○委員

工場見学会や料理教室などのリスクコミュニケーション事業の多くは、親子ペアでの参加が条件となっていることが多い。複数の子供がいても参加できるイベントも企画してはいかがか。

●事務局

御意見を踏まえ、今後のリスクコミュニケーション事業に活かしていく。

○委員

手洗い講習会の他に、学生向けに行っている取組はあるのか。例えば食育指導員などと協力し、啓発を行ってはいかがか。

○委員

腹痛を理由に体調不良を訴える学生が多い。また、下宿している学生は、まな板等の消毒についても関心が低いようである。以前、京都市と共に食品衛生に関する料理教室を開催したところ、学生には大変好評であった。今後もこのようなイベントを企画してはいかがか。

○委員

学生数の多い大学は、生協が食堂を管理運用していることが多いため、啓発イベントを開催する際には、生協に働きかけてみるのも一つと考える。

●事務局

学生向けの啓発については、監視指導計画でも掲げるように、手洗い体験学習会や衛生講習会を開催し、「学生のまち・京都」ならでの取組として食の安全安心に関する啓発を図っているところである。食育指導員との連携については、今後、各大学とも調整しながら、取り組んでいきたい。

(2) 議題

平成27年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に対するパブリックコメントの結果とそれをふまえた案の改定について、資料2及び資料3に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

お店で「うなぎの蒲焼き」を購入する際、宮崎産と表示されていたが、店長に話を聞くと、うなぎは台湾産であった。この場合、不適切な表示に該当するのか。

●事務局

原材料の表示については、JAS法が管轄しており明確には回答できないが、台湾で飼育されたうなぎを輸入し、一定期間国内で飼養し、国内での飼養期間の方が長い場合には国産と表示できる規定があるため、一概に不適切な表示とは言えない。

○委員

国際化が進む中、宗教上の理由等により食べられない食材がある外国人に対して、メニュー等に食材の情報に関する表示を推進するような取組を行っているのか。

○委員

例えば、どこの飲食店であれば『豚』が入っていないメニューが食べられるかなどを情報共有できる取組を行われてはどうか。

●事務局

本年4月から食品表示法が施行され、JAS法や食品衛生法等に基づく表示のルールが一元化されるが、店頭での表示、とりわけ外国人に対する表示については、明確なルール化はされていない。

本市において、どこが担当部署になるか即答しかねるが、御意見の主旨を踏まえ情報共有させていただく。

○委員

パブコメで「飲食店に犬がいたが衛生上問題がないのか」との意見があったが、これは盲導犬のことか、ペットの犬のことか。

●事務局

本件については、飲食店を管轄する保健センターが施設の調査を実施している。調査の結果、当該施設ではペットとして犬を飼っており、店頭にも犬を飼っている旨が表示されていた。店に対しては、厨房の中には犬を入れないよう衛生的な指導を実施した。パブコメの結果の記載内容については修正させていただく。

○委員

アレルギー対策について、パブコメに対する京都市の考え方として、「学校や保育所などの給食施設に対して健康被害に関する情報を共有し、速やかに対策を講じる」とあるが、具体的にはどのようなことを行うのか。

●事務局

具体的な内容については、個別の事例毎の対応ではあるが、学校給食におけるアレルギーに関する情報が保健所にあった場合は、速やかに学校給食を担当する教育委員会や保育課等の関係部署に情報提供し、健康被害の防止を図っていく。

○委員

パブコメのP2「京都市の考え方」において、「緊急監視体制を整備し…」とあるが、具体的にはどのような取組を行っているのか。

また、参加型リスクコミュニケーションの推進に関連して、フェイスブックやツイッターなど、新たな周知方法を検討されているか。

●事務局

緊急監視体制の整備については、食の安全安心条例において本市の責務として規定しており、計画案中P8に具体的な内容を記載している。

また、事業の周知方法については、当課としてフェイスブックの立上げ等も検討しているところであり、引き続き、積極的な周知を図ることとしている。

○委員

パブコメの意見に、「どこにおけば、おあがりすに会えるのか」とあるが、京都市の

回答をもう少し柔らかい表現にするなど、回答方法を見直してはいかがか。

○委員

例えば、回答におあがリスのイラストを掲載されてはいかがか。

●事務局

公表する際には、意見の欄におあがリスのイラストを掲載させていただく。

○委員

リスクコミュニケーション事業の実施にあたっては、衛生部局と消費者部局が連携した消費者啓発を是非実施していただきたい。

○委員

食育担当とも連携を図り、食の安全安心を推進していただきたい。

○委員

食の流通拠点を担う京都市中央卸売市場をよりPRしていただきたい。

●事務局

いただいた御意見については、今後の施策を策定する上で参考にさせていただく。